

○甲府市民生委員推薦協力委員会要綱

昭和49年8月28日

福第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市民生委員推薦会規則（昭和49年8月規則第54号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により設置された、甲府市民生委員推薦協力委員会（以下「協力委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 協力委員会は、規則第6条第2項の推薦を行うに当たっては、甲府市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の決定した方針に従い、これを行わなければならない。

(組織等)

第3 協力委員会は、委員若干名でこれを組織する。

2 協力委員会の委員（以下「協力委員」という。）は、次の各号に該当する者のうちから、原則として各1名を推薦会の委員長が推薦会の同意を得て、これを委嘱する。

- (1) 自治会の代表
- (2) 民生委員協議会の代表
- (3) 社会福祉事業の実施に関係ある者の代表
- (4) 社会福祉協議会の代表
- (5) 教育に関係ある者の代表
- (6) 女性の代表
- (7) 市職員

(任期)

第4 協力委員の任期は、3年とする。ただし補欠の協力委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表及び書記)

第5 協力委員会に代表者1名、書記1名を置く。

- 2 代表及び書記は、協力委員の互選とする。
- 3 代表は、協力委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 書記は、代表の命を受けて庶務に従事する。

(会議)

第6 協力委員会の代表は、協力委員会を招集し、その議長となる。

2 協力委員会は協力委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した協力委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7 協力委員会の会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第8 協力委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要綱は、昭和49年8月28日から施行する。

附 則（昭和61年8月14日）

この要綱は、昭和61年8月14日から施行する。

附 則（平成10年8月5日）

この要綱は、平成10年8月5日から施行する。

附 則（平成18年9月1日）

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。